

# 不正競争防止法の一部を改正する法律

(平成一六年五月二六日法律第五一号)

## 一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣

……………(略)……………

最後に、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保するため、本法律案を提案いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

外国公務員等に対する不正の利益の供与等について、日本国内で行った場合に加え、新たに、日本国民が国外において行った場合についても処罰の対象とするものでございます。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年四月一六日)

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきましては、日本国民が外国公務員等に対して不正な利益の供与等を行った場合における国外犯の処罰規定を整備するものであります。

本委員会においては、去る四月二日三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同月七日より質疑に入り、去る十四日質疑を終了いたしました。

……………(略)……………

次に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院経済産業委員長報告(平成一六年五月一九日)

谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、外国公務員贈賄防止条約を効果的に実施するため、日本国民が海外において外国公務員等に対し、賄賂の申込みや供与など、不正の利益供与等を行った場合にも処罰の対象とするものであります。

委員会におきましては、外国公務員贈賄防止への取組、刑法の贈賄罪との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。